

北海道子どもの未来づくり審議会社会的養育推進計画検討部会設置要綱

(設置目的)

第 1 条 北海道子どもの未来づくりのための少子化対策推進条例（平成 16 年北海道条例第 90 号）第 28 条の規定に基づき、「子どもの最善の利益の実現に向けた社会的養育の充実」を図るため、北海道子どもの未来づくり審議会（以下「審議会」という。）から付託された事項に関し、都道府県社会的養育推進計画の検討に係る必要な事項の調査・審議を行うことを目的として、北海道子どもの未来づくり審議会社会的養育推進計画検討部会（以下「計画検討部会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第 2 条 計画検討部会の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 都道府県社会的養育推進計画の検討に係る必要な事項を調査・審議すること。
- (2) その他、審議会から付託された事項を調査・審議すること。

(構成等)

第 3 条 計画検討部会は、部会長、副部会長、部会委員をもって構成する。

- 2 部会委員（条例第 28 条第 4 項に規定する委員及び特別委員）は 10 名以内とし、児童福祉施設の代表者、事業主の代表者、学識経験者及び児童福祉関係者である委員並びに特別委員のうちから、審議会会長が指名する者とする。
- 3 部会委員の任期は 2 年以内とする。
- 4 部会長は審議会委員の中から審議会会長が指名する者とする。
- 5 副部会長は部会委員の互選により定める者とする。

(職務)

第 4 条 部会長は、計画検討部会の所掌事務を統轄する。

- 2 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第 5 条 計画検討部会の会議は、部会長が招集し、部会長が議長となる。

(関係者の出席)

第 6 条 部会長は、必要があると認めるときには、前条の会議に部会委員以外の者の出席を求めることができる。

(庶務)

第 7 条 計画検討部会の庶務は、保健福祉部子ども未来推進局子ども子育て支援課において行うこととする。

(その他)

第 8 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、部会長が審議会会長と協議の上、別に定める。

附 則

この要綱は、平成 30 年 11 月 5 日から施行する。